

③ 受給要件（ドイツ）

1) コンディショナリティ

GAEC

CAP 戦略計画規則附属書 III に基づき、ドイツの CAP 戦略計画で定められた GAEC の最低基準は以下のとおり。

表 II-3-3 ドイツ CAP 戦略計画における GAEC の概要³⁶³⁷

CAP 戦略計画規則		ドイツ CAP 戦略計画
GAEC 1	農地に占める永年草地の割合（国・地域・サブ地域・経営集団・経営いづれか）に基づく永年草地の維持（2018年比減少 5%以内）	<ul style="list-style-type: none"> 永年草地の転換には認可が必要となる。2015年1月1日以前から永年牧草地であった土地は、4%以上削減方向に転換されても許可は出ない。そのため、2018年比5%以上の永年草地の減少は発生しない見込み
GAEC 2	湿地と泥炭地の保護	<ul style="list-style-type: none"> 州政府によって景観地域として特定された湿地と泥炭地においては、永年草地の耕起転用禁止。ただし、動植物生息（FFH）地域³⁸、野鳥保護区として指定された永年草地、法的に保護されたビオトープを除いて、パルディカルチャーは可能 排水設備の導入は当局の承認が必須 当局の許可は既存の排水レベルの低下を引き起こさない場合のみ承諾される
GAEC 3	耕地の切り株焼却禁止（植物衛生上の理由によるものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> 切り株の消去を禁止しているため、準拠できる見込み
GAEC 4	水路沿いに緩衝帯を設定	<ul style="list-style-type: none"> 水域に隣接する3Mの距離（斜面の上端から測定）内の農地では、植物保護製品、殺生物製品、および肥料を使用してはならないことを規定。ただし、水管理の点であり重要でない小規模な水域では例外も存在する
GAEC 5	土壌劣化リスクを減じるための耕起管理（傾斜の考慮等）	<ul style="list-style-type: none"> 各州が、水や風による侵食のリスクの程度に応じて、農業地域を分類している 水食レベル（KWASSER 1）の耕地：12月1日～2月15日の耕作禁止。収穫後の再播種が12月1日以前の場合にのみ冬期の耕作が可能 水食レベル（KWASSER 2）の耕地：12月1日～2月15日の耕作禁止。加えて、その他の期間も耕起後すぐに播種する必要がある。

³⁶ バーデン＝ヴュルテンベルク州農村開発消費者保護省（MLR）ウェブサイト

³⁷ ドイツ CAP 戦略計画

³⁸ Fauna-Flora-Habitat Area より仮訳。生息地指令（1992年5月）に基づく動物と植物の野生種保護を目的として、保全すべき生息地のこと。

		<p>45cm以上のバッファーを有する作物の前に耕作することを禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 風食段階の耕地：3月1日より前に播種する場合にのみ耕作することができる
GAEC 6	最も傷みやすい時期の大部分において土壌を露出させない最低限の土壌被覆	<ul style="list-style-type: none"> 農地の80%以上で、最低限の土壌被覆を確保する。土壌被覆とは、多年生作物、冬作物、キャッチクロープ、マメ科の食物、又は穀物の芽、休耕地、緑化、マルチ層、マルチング、非回転耕うんのいずれかとなる 土壌被覆は11月15日～翌年1月15日は確保される必要がある。果樹作物では、同じ時期に畝間の植生の除去はできない
GAEC 7	耕地における輪作（水面下で生育する作物を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 耕地の33%以上で、前年とは異なる主要作物を栽培する必要がある。さらに、別の33%以上で、10月15日～翌年2月15日までの間に、主要な作物の変更に寄る輪作を行う必要がある 残りの耕地（最大33%）においても、3年未満に主要な作物を変更する必要がある。ただし、同じ種類であっても冬穀物と夏穀物は異なる主要な作物とみなされる また、規則（EU）2018/848（有機農場）によって認証された農場は、輪作義務を果たしたとみなされる。 <p>※輪作義務の除外：総面積が10ha以下の農地、耕地が50ha以下の場合かつ耕地の75%以上で飼料作物の栽培、マメ科の植物の栽培、もしくは休耕地として利用されている、又は耕地が50ha以下の場合かつ適格農地の75%以上が永年草地の場合</p>
GAEC 8	<ul style="list-style-type: none"> 非生産的用地ないし特性（休耕含む）に充てる耕地の最低限度割合4%（例外あり） 景観的特性の保存 鳥類の繁殖・子育て期における生垣と樹木の伐採禁止 侵入植物種を避ける措置（任意） 	<ul style="list-style-type: none"> 所有する耕地の4%以上を非生産的用地として留保する。耕地におけるアグロフォレストリシステムは非生産的用地に含むことはできない。休耕地の場合は、0.1ha以上である必要がある 非生産的用地としては、主要な作物の収穫後1年間休耕状態である必要があるが、播種による緑化は認められている。ただし、肥料や農薬の使用は禁止。4月1日～8月15日は、GAEC6の要件を満たす必要があり、9月1日～12月31日の間の播種（ただし、収穫は翌年以降）や放牧は認められる さらに、3月1日から9月30日までの期間は、生け垣や曲がり角、並木、雑木林、個々の木の伐採を禁止する必要がある。ただし、植物の成長を抑えるために、穏やかな整形とケアカットは許可される <p>※輪作義務の除外：総面積が10ha以下の農地、耕地が50ha以下の場合かつ耕地の75%以上で飼料作物の栽培、マメ科の植物の栽培、もしくは休耕地として利用されている、又は耕地が50ha以下の場合かつ適格農地の75%以上が永年草地の場合</p>

GAEC 9	NATURA2000 指定区域（自然保護区）内における環境上重要な永年草地の転換・耕起の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 2015年1月1日までに FFH 地域、野鳥保護区として指定された永久草地、法的に保護されたビオトープにおける耕起を禁止
--------	--	--

（出所）ドイツ CAP 戦略計画より仮訳

社会的コンディショナリティの動向

ドイツでは 2023 年中の社会的コンディショナリティ導入を検討している。具体的な日付に関しては検討中となる³⁹。

2) 受給者の定義

農業活動、農地、農業活動に使用される土地（適格ヘクタール）等に関する定義を CAP 戦略計画内で定義する必要がある。また、直接支払いを受給可能な農業者として、営農実績のある農業者（Active Farmer）、新規就農者（new farmer）、青年農業者（young farmer）に関する定義も定める必要がある。

土地に関する定義

適格ヘクタール（eligible area）とは、農地（agricultural area）のうち、主に農業活動（agricultural activity）が非農業活動によって著しく阻害されていない土地であること。

農業者に関する定義

営農実績のある農業者（Active Farmer）は、以下の要件を満たす農業者が対象となる。

1. 農業傷害保険スキーム（landwirtschaftlichen Unfallversicherung）に加盟していること
2. 農業事業が農業傷害保険スキーム（landwirtschaftlichen Unfallversicherung）に加盟していること
3. 社会法（Sozialgesetzbuches）第七編第 125 条又は第 128 条の規定に従うこと
4. 前年度の直接支払い受給額が 5000 ユーロ未満の受給者
5. 前年度直接支払いを受給しておらず、CAP 総合管理統制システム法（CAP Integrated Administration and Control System Act）⁴⁰第 5 条に記載された単一支払いの適格農地として 225 ユーロ/ha の受給資格を有する者（直接支払い受給額が 5000 ユーロ/年未満）

³⁹ ドイツ CAP 戦略計画より

⁴⁰ 仮訳

青年農業者（young farmer）は、初めて経営体のマネージャーとなる者で、年齢上限を 40 歳までとしている。また、以下のいずれかを満たす必要がある。

1. 州公認の農業訓練専門職の最終試験又は農業の学位を取得していること
2. 各州の権限のある当局が認めた農業訓練活動（営農活動の管理に関する知識及び技能を提供）への参加を 300 時間以上の行うこと
3. 農地における以下のいずれかの活動を 2 年以上行うこと。ただし、同じ農地で実施する必要はない。
 - a) 週 15 時間以上の雇用労働
 - b) 疾病保険の適用を受ける状況下において、家族農の従事及び補助
 - c) 会社との契約に基づき、毎週 15 時間以上のサービスを受ける農家の株主又はパートナー。

新規就農者（new farmer）は、初めて経営体のマネージャーとなる者で、41 歳以上を対象としている。また、以下のいずれかを満たす者が対象となる。

- a) 州公認の農業訓練専門職の最終試験又は農業の学位を取得していること
- b) 各州の権限のある当局が認めた農業訓練活動（営農活動の管理に関する知識及び技能を提供）への参加を 300 時間以上の行うこと

④ 直接支払（ドイツ）

直接支払いの最低受給要件として、1ha 以上の適格ヘクタールの保有を規定していることが規定されている。なお、1ha 未満の農業者の受給額は 225 ユーロで固定される⁴¹。2022 年 9 月 27 日時点の直接支払い予算は次のとおり。

表 II-3-4 ドイツの直接支払い予算内訳（2022 年 9 月 27 日時点、概算、百万ユーロ）

	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27
直接支払い						
基礎的所得支持 約 60%	2,640	2,609	2,562	2,485	2,485	12,781
補完的所得再分配支持 約 12%	531	525	516	501	501	2,574
補完的青年農業者所得支持 約 3%	147	147	147	147	147	737
エコスキーム 約 23%	1018	1,006	989	961	961	4,935
カプル支払い (母羊、母ヤギ、母牛) 約 2%	88	87	86	84	84	429
小計（直接支払い）	4,424	4,375	4,301	4,178	4,178	21,457

(出所)ドイツ連邦農業省(BMEL)「GAP-MITTEL FÜR DEUTSCHLAND IN DEN JAHREN 2023-2027」より作成

⁴¹ CSR 第 18 条。ドイツ CAP 戦略計画 4.1.7.1。基礎的所得支持と補完的所得再分配支持から算出

1) 基礎的所得支持(義務)

予算総額は、2023年度～2027年の総額で約127億8,100万ユーロを見込んでいる。これは直接支払い予算総額の約60%にあたる。

受給者は営農実績のある農業者である必要であり、営農活動の実施及び1ha以上の適格農地の保有が必須となる。

対象事業者は、総面積1,686万194ha⁴²あり、単価は132.65～172.21ユーロ/ha/年となる見込み。

2) 補完的所得再分配支持(義務)

予算総額は、2023～2027年度の総額で約25億7,400万ユーロを見込んでいる。これは直接支払い予算総額の約12%にあたる。

受給者は営農実績のある農業者であることが必要であり、営農活動の実施及び1ha以上の適格農地の保有が必須となる。また、中小規模農家を奨励するための補完的な所得支持であるという性質上、60haまでは追加的な支払いが実施される。また、40haまでは更に追加的な支払いが実施される。

41ha以上、60ha以下の規模の対象事業者は、総面積168万8,295haであり、単価は39.19～45.63ユーロ/ha/年となる見込み。また、1ha以上、40ha以下の規模の対象事業者は、総面積666万3,341haであり、単価は65.31～76.07ユーロ/ha/年となる見込み。

3) 補完的青年農業者所得支持(任意)

予算総額は、2023～2027年度の総額で約7億3,700万ユーロを見込んでいる。ドイツでは青年農業者所得支持に3%以上を割り当てることとしており⁴³、実際に直接支払い予算総額の約3.4%にあたる。

受給者は青年農業者(young farmer)である必要があり、営農活動(agricultural activity)の実施及び1ha以上の適格ヘクタール(eligible area)の保有が必須となる。また、農業開始年の5年以内、かつ申請年の終了時点で40歳以下である必要がある。

受給可能期間は、最初の申請日から5年以内である。対象となる農地面積は、旧来の90ha以下から、120ha以下へと拡大された。予算上限が、1億4,747万ユーロ/年となるため、単価は120.64～147.44ユーロ/ha/年⁴⁴となる見込み。

4) 小規模農業者一括支払(任意)

ドイツでは採用なし。

⁴² 予算を最大限活用しつつ、他の直接支払いに分配されている予算の流用を極力回避するために、予定単価(planned unit amount)の90%を下限、110%を上限としているため流動的な設定となる

⁴³ ヒアリングより

⁴⁴ 予定単価(planned unit amount)は約€134/ha/年となる見込み

5) エコスキーム(義務)⁴⁵

予算総額は、2023～2027年度の総額で約49億3,500万ユーロを見込んでいる。これは、直接支払い予算総額の約23%にあたる。ドイツでは7つのエコスキームを設定している。

エコスキームの予算の内2%は第二の柱に配分されることとなるが、配分前の予算額は直接支払の23%を占めている。

表 II-3-5 ドイツのエコスキーム予算割当 (百万ユーロ)

エコスキーム		2023	2024	2025	2026	2027	2023-27
エコスキーム	約23%	1018	1,006	989	961	961	4,935
1. 生物多様性の改善と生息地の保護	約7.5%	326	325	321	317	317	1,605
2. 多品種栽培	約2.8%	120	121	123	117	117	598
3. アグロフォレストリーシステム	約0.2%	1.5	3.0	9.0	12.0	12.0	37.5
4. 永年草地全体の集約的農業生産の縮小	約4.7%	227	198	198	198	198	1,019
5. 永年草地における特定植物種の管理	約3.4%	154	154	144	135	135	721
6. 化学合成農薬不使用	約3.2%	136	153	142	131	131	692
7. Natura 2000対象地域	約1.2%	52	52	52	52	52	262

(出所)ドイツCAP戦略計画より作成

エコスキーム1(生物多様性の改善と生息地の保護)⁴⁶

生物多様性と景観 (arable land/blooming/old grass strips and areas) を向上するための規定を設けるもの。対象は以下の4つ。

- v1: 耕地における非生産用地の確保
 - ✓ GAEC8 (4%の非生産用地確保) への準拠は必須である。
 - ✓ 支払単価は、以下のとおり
 - 非生産用地を GAEC 基準に追加で 1% (耕地の 5%) 相当の非生産用地は、約 1,300 ユーロ/ha/年となる見込み。
 - 非生産用地を GAEC 基準に追加で 1%超 2% (耕地の 5%超～6%) 相当の非生産用地は、約 500 ユーロ/ha/年となる見込み。
 - 非生産用地を GAEC 基準に追加で 2%超 6% (耕地の 6%超～10%) 相当の非生産用地は、約 300 ユーロ/ha/年となる見込み。
- v2: 耕地における開花地域 (flowering strips 又は flowering area) の確保
 - ✓ 支払単価は、約 150 ユーロ/ha/年となる見込み
- v3: 永年作物における開花地域 (flowering strips 又は flowering area) の確保
 - ✓ 支払単価は、約 150 ユーロ/ha/年となる見込み
- v4: 永年牧草地における草地 (grass strips 又は grass area) の確保

⁴⁵ <https://foerderung.landwirtschaft-bw.de/pb/,Lde/Startseite/Agrarpolitik/Oeko-Regelungen>

⁴⁶ Providing land to improve biodiversity and habitat conservation

- ✓ 支払単価は、以下のとおり
 - 1%の場合は、約 900 ユーロ/ha/年となる見込み。
 - 1%超 2%の場合は、約 400 ユーロ/ha/年となる見込み。
 - 2%超 6%の場合は、約 200 ユーロ/ha/年となる見込み。

エコスキーム2(多品種栽培)

- 農地における生物多様性を確保すること及び肥料等への依存を減らすため、5 品目以上の主要作物を栽培することを義務付けるもの。ただし、マメ科の植物を 10%以上で栽培することも含む。穀物は農地の 66%以内とし、主要作物は 10%以上 30%以下とする。ただし、5 品種以上の主要な作物が栽培されている場合には、最小比率は変更可能。また、同じ種の穀物であっても播種期が異なるものは別の種と見做すことができる。(例：スペルト夏小麦とスペルト冬小麦は別種扱い)
 - 支払単価は、約 45 ユーロ/ha/年となる見込み。

エコスキーム3(アグロフォレストリーシステム)

- 農地と永年草地における樹木や低木の生垣によるアグロフォレストリー管理方法の保持を目的とするもの。
- 全耕地又は永年草地のうち、樹木の茂るエリアを 2%以上とした場合に対象となる。(最大 35%までが対象となる)ただし、有害な侵略的樹木等のネガティブリスト記載の樹木を植える場合は対象外となる。
 - 支払単価は、樹木の植えられたエリア当たり、約 60 ユーロ/ha/年となる見込み。

エコスキーム4(永年草地全体の集約的農業生産の縮小(extensification))

- 永年草地における植物種の保護、水資源の保護を目的とするもの。
- 粗飼料家畜 (Roughage-eating livestock units : RGV) の年間平均頭数は、適格な永年草地当たり、0.3 頭/ha 以上 1.4 頭/ha 以下を維持する。
- 肥料の使用も適格な永年草地当たり、年間平均 1.4 頭/ha 以下の粗飼料家畜が排出するふん尿量の範囲とする。
 - 支払単価は、2023 年度は約 115 ユーロ/ha/年となる見込み。2024 年度分以降は約 100 ユーロ/ha/年となる見込み。

エコスキーム5(永年草地における特定植物種の管理)

- 永年草地地域における生物種を増やすことを目的とするもの。
- 生物種が多様である草地の指標種又は指標種群 (indicator species or species

group) であると規定された種のうち 4 種以上の植物種が出現していると証明できる場合に対象となる。

- 支払単価は、2025 年度までは約 240 ユーロ/ha/年となる見込み。2026 年度分以降は約 210 ユーロ/ha/年となる見込み。

エコスキーム6(化学合成農薬不使用(化学合成植物保護製品の不使用))

- 生物多様性を向上し、水の保護を目的としたもの。
- 耕地及び永年作物のうち、化学合成農薬を使用しない場合が対象となる。適用対象は、夏穀物、たんぱく質作物、夏油糧種子、根菜類、野菜となる。
- ただし、申請や適切なルールの下で化学合成農薬の使用が許可されている場合を除く。
 - 支払単価は、2025 年度までは約 130 ユーロ/ha/年となる見込み。2026 年度分以降は約 110 ユーロ/ha/年となる見込み。
- なお、栽培する作物が飼料用の草類や豆類の場合は以下の単価が適用される
 - 支払単価は、約 50 ユーロ/ha/年となる見込み。

エコスキーム7(Natura 2000 対象地域)

- 保護目標 (protection goals) に則った Natura 2000 地域での土地利用管理を目的とするもの。追加的な排水手法、埋立、盛土、開削は禁止される。
 - 支払単価は、約 40 ユーロ/ha/年となる見込み。

6) カップル支払い(羊、ヤギ、牛)(任意)

予算総額は、2023 年度～2027 年で約 4 億 2,900 万ユーロを見込んでいる。これは、直接支払い予算総額の約 2%にあたる。ドイツのカップル支払いの対象は、羊、ヤギ、及び牛となる。2021 年 CAP から拡大されたものであり、家畜の生産強化や放棄を避けるために追加されたものである。

⑤ 農村振興 (ドイツ)

第二の柱 (EAFRD) で規定される農村振興政策については、EAFRD 財源に限るが、農業・気候対応及び投資に対して予算配分を実施している。ドイツでは、気候/環境フットプリントの低減が農業の競争力強化に繋がると位置付けており、前述のとおり政権交代の影響により環境親和型の政府となった影響であると推察される。

表 II-3-6 第二の柱の予算配分 (ユーロ)

EAFRD予算	施策名	条項	割当額 (ユーロ)	比率
農村振興策	環境・気候等管理誓約	70	3,846,531,167.96	46.7%
	自然等地域固有限制	71	553,840,306.25	6.7%
	義務的要件による地域固有の不利	72	89,207,698.73	1.1%
	投資 (灌漑を含む)	73,74	1,811,671,963.52	22.0%
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	75	23,775,571.00	0.3%
	リスク管理施策	76	95,040,790.00	1.2%
	協同(LEADER等)	77	1,414,575,664.71	17.2%
	知識交換・情報普及	78	130,334,325.45	1.6%
技術支援			274,189,475.59	3.3%
総計			8,239,166,963.21	100.0%

(出所)欧州委員会, C(2022) 6012 FINAL ANNEX II より作成

1) 環境・気候等管理誓約

ドイツでは、環境・気候等管理誓約に最も多くの予算を分配している。具体的には以下の5つの施策を実施する。

- EL-0101-01:耕地の総地下又は永年牧草地化
- EL-0101-02:草地管理の拡大
- EL-0101-03:原野保護
- EL-0101-04:保水力の強化
- EL-0101-05:気候行動への協力

表 II-3-7 環境・気候等管理誓約の目的と手段

目的（仮訳）	EL-0101-01	EL-0101-02	EL-0101-03	EL-0101-04	EL-0101-05
農業分野での GHG 排出削減	●	●	●		●
炭素貯留の改善	●	●	●		●
気候変動への農林分野での適応			●	●	●
再生可能原料と農業残渣の持続可能な利用			●		
洪水防御、海岸防御、自然保水力の向上				●	
土壌の保護	●		●		
土壌・景観水に関連した水使用量の削減	●			●	
生物多様性の保護と持続可能な利用		●	●	●	

（出所）ドイツ CAP 戦略計画より作成

(3) その他（ドイツ）

① 農家参加促進のための取組

ドイツでは、あらゆる世代に対して経済面の支援と雇用を提供することを目的とし、青年農家支援や各州のニーズに沿った投資を実施している。

また、基本的なインフラ投資も重要視されており、インターネット回線、保育施設、スポーツ施設、観光施設等幅広いインフラに 8 億 400 万ユーロを投資する見込み。

また、農村におけるステークホルダー間の協同により、イノベーションの創出も見据えた農村プログラムが導入されている。

② ウクライナ侵攻の影響

ロシアのウクライナ侵攻を踏まえ、欧州委員会は、CAP 戦略計画に対するオブザベーションレター内で、長期的に持続可能な生産能力と農業者の生活を維持するために、化石燃料、鉱物肥料、たんぱく質作物、その他の外部依存の投入物を減らすことを支援する介入を推奨した。

これに対しドイツ政府も、サプライチェーンの安定化、農業者の所得状況、環境と気候の保護、生物多様性の保全について一貫して考えることが重要であり、ウクライナ危機は、環境と気候の保護、生物多様性と持続可能性の向上に向けて、農業に必要な変革を加速するものとの認識を示し、欧州委員会と共通認識を持つことを示した。